

道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、県内の道路整備促進期成同盟会等相互の連帯と協調を図り、県内の道路整備を強力に促進するための道路財源の確保、道路予算の拡大等について積極的な活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路整備事業の啓蒙宣伝並びに関係機関に対する陳情、請願等に関すること。
- (2) 全国協議会の諸活動に参画すること。
- (3) 道路に関連する各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 道路整備の調査研究に関すること。
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事業を行うこと。

(会 員)

第4条 本会は、道路整備の促進を図ることを目的として設立された期成同盟会等（以下「同盟会」という。）をもって会員とする。

2 本会に加入しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

3 会員は退会しようとするときは、その旨会長に届け出なければならない。

(会 費)

第5条 会員は、総会で定める予算に基づき会費を納めなければならない。

(同盟会の変更等の届出)

第6条 同盟会の長は、同盟会を変更または解散したときは、本会にその旨を届出るものとする。

(役 員)

第7条 本会に、会長1名、副会長1名、理事若干名、監事2名を置く。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において選出するものとする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

3 理事は、本会の会務を運営する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員任期が満了した後も、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・理事会及び幹事会とする。

2 会長は、総会及び理事会を招集し議事を主宰する。

3 総会は、毎年1回開催し、事業計画、事業予算及び決算の認定、その他重要事項を審議する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

4 理事会は、役員をもって構成し、総会に付議する事項、その他本会の事業促進に必要な事項を審議する。

5 幹事会は本会に関係する県及び市町村における主管課長またはそれに相当する職をもって構成する。

6 幹事会は総会及び理事会で決定した事項等について、必要な審議を行い、活動するものとする。

7 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会に、事務を処するための事務局を置く。

2 事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路企画課内に置く。

3 事務局に、事務局長及び書記若干名を置き、会長が委嘱する。

4 事務局長は幹事を兼務するとともに、幹事会を統轄するものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

付 則

1. この規約は昭和56年3月12日から施行する。

2. 第10条の規定にかかわらず、この規約施行後の最初の任期は、昭和58年3月31日までとする。

付 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

この規約は、平成11年6月10日から施行する。

この規約は、平成22年5月24日から施行する。